

大

奈良県公安委員会 告示 第 125 号

道路交通法第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 5 日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐



1 日 時

令和 8 年 11 月 12 日 午前 8時30分

2 場 所

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部 聴 聞 会 場